選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

年　　月　　日

年　　月　　日執行　　　　　　　選挙

候補者

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分  （該当する方の番号に○をしてください。） | | １　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | | | | ２　左に掲げる場合以外の場合 | |
| 運送事業者等 | 氏名又は名称並びに  法人の場合は代表者の氏名 | | |  | | | | |
| 住所 | | |  | | | | |
| 車種及び自動車登録番号 | | | 運送等年月日 | | 運送等金額 | | 備考 |
|  | | | 年　　月　　日 | | 円 | |  |
|  | | | 年　　月　　日 | | 円 | |  |
|  | | | 年　　月　　日 | | 円 | |  |
|  | | | 年　　月　　日 | | 円 | |  |
|  | | | 年　　月　　日 | | 円 | |  |

備考　裏面を参照のこと

　１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに作成し、候補者から運送事業者等に提出すること。

２　運送事業者等が川越町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、川越町に支払を請求できない。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額まで。

　　（１）一般乗用旅客運送事業者との運送契約による場合　64,500円

　　（２）（１）以外の場合　　　　　　　　　　　　　　　 16,100円

　５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られるため、その指定をした一の契約のみについて記載すること。

　６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送自動車との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運送用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られるため、その指定をした１台のみについて記載すること。

　７　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、川越町に支払を請求することができない。

　８　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。